

第4次宍粟市交通安全計画 (案)

令和4年度～令和8年度

宍 粟 市

ま え が き

車社会化の急速な進展に対して、昭和 20 年代後半から昭和 40 年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加し、社会問題となった。このため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定され、国、県において 10 次にわたる交通安全計画を策定し、関係機関等と一体的に道路交通安全対策に取り組んできた。

この結果、兵庫県下では令和 2 年の交通事故死者数が 110 人と統計を保有している中で過去最少となり、最多であった昭和 45 年の 740 人の 15%以下にまで減少している。また、死傷者数も 20,599 人と、最多であった昭和 45 年の 55,491 人の 40%以下にまで減少している。

宍粟市においては、令和 2 年の死傷者数は 142 人となっており、平成 23 年の死傷者数 291 人から 10 年間で半数以下まで減少している。一方で、交通事故による死亡事故は、この 10 年間で平成 23 年を除いて毎年発生している状況となっている。

今後とも、人命尊重の理念の下に、安全で安心して暮らせる交通事故のないまちづくりを推進するため、国、県、関係機関、市民が一体となって、交通安全対策に取り組んでいかなければならない。

このことから、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間に取り組むべき交通安全対策の方向性を示した、宍粟市交通安全計画を策定し、それに基づく対策を行なう中で交通事故の減少をめざすとともに、宍粟市総合計画における住み続けたい、住んでみたいまち、安全で安心なまちづくりの実現を交通安全の観点から推進する。

目次

第1章 道路交通の安全についての目標

第1節 道路交通事故の現状と特徴	1
第1項 年齢別死傷者数・第1当事者数	2
第2項 状態別死傷者数	2
第2節 交通安全計画における目標	3

第2章 道路交通における安全対策

第1節 交通安全対策における視点	4
第2節 道路交通安全の施策	5
第1項 道路交通環境の整備	5
（1）通学路における交通安全対策の推進	5
（2）生活道路における交通安全対策の推進	5
（3）幹線道路における交通安全対策の推進	5
（4）安心安全な歩行空間の確保	5
（5）交通安全施設の整備	6
（6）公共交通機関利用の促進	6
（7）災害等に備えた交通環境の整備	6
（8）道路占用の適正化等	6
第2項 交通安全思想の普及	7
（1）「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	7
（2）交通安全に関する情報提供、啓発活動の推進	8
（3）交通安全運動実施団体等への支援	8
（4）すべての人への交通安全教育の実施	9
第3項 安全運転の確保	10
（1）運転者教育の充実	10
（2）高齢運転者対策の充実	10
（3）飲酒運転の根絶	10
（4）自転車利用者への反射板、ヘルメット等の普及促進	10
第4項 道路交通秩序の維持	11
（1）暴走行為をさせないための環境づくり	11
（2）交通事故発生箇所等の調査・分析	11
（3）関係機関・団体等との連携・協力による通学路の交通安全	11

【資料編】	12
-------	----

第1章 道路交通安全についての目標

第1節 道路交通事故の現状と特徴

県内の交通事故による死傷者数は、令和2年で20,599人と、平成28年の33,549人から約4割減少しており、兵庫県交通安全計画（第10次）における目標の32,000人以下を達成した。

一方、市内の交通事故の状況をみると、事故件数は、平成28年から令和2年までの過去5年間で最も多かった平成29年の1,241件から令和2年の885件まで356件減少しており、死傷者数についても、過去5年間で最も多かった平成29年の265人から令和2年の142人まで123人減少している。しかしながら、市内の交通事故死者数をみると過去5年間でいずれの年も死亡事故が発生しており、死者数ゼロの目標を達成できていない。

また、昨今の交通情勢として、先端技術や救急医療の発展等により交通事故の被害が軽減し、従来であれば死亡事故に至るような場合であっても、重傷に留まる事故も少なくない。そこで、重傷者数をみると、県内では平成28年に2,137人であったのが令和2年には1,224人まで減少している。市内では、年によって増減があり、令和2年には10人となっている。

【市内の交通事故の推移】

	事故件数			死傷者数		
	事故件数	うち人身事故	うち物損事故	死傷者数	うち重傷者数	うち死者数
平成28年	1,144	163	981	210	8	2
平成29年	1,241	197	1,044	265	15	1
平成30年	1,083	159	924	203	11	6
令和元年	1,037	152	885	203	7	2
令和2年	885	119	766	142	10	1

※兵庫県警察本部：交通年鑑

【県内の交通事故の推移】

	事故件数			死傷者数		
	事故件数	うち人身事故	うち物損事故	死傷者数	うち重傷者数	うち死者数
平成28年	166,155	27,340	138,815	33,549	2,137	152
平成29年	167,505	26,791	140,714	33,039	1,931	161
平成30年	163,978	24,667	139,311	30,097	1,619	152
令和元年	156,050	22,896	133,154	27,639	1,406	138
令和2年	135,464	17,352	118,112	20,599	1,224	110

※兵庫県警察本部：交通年鑑

第 1 項 年齢別死傷者数・第 1 当事者数

市内の交通事故の特徴の一つとして、65 歳以上の高齢者に関する交通事故の多さが挙げられる。令和 2 年の交通事故死傷者数に占める高齢者の割合は、市内で 28.2%、県内で 18.2%となっている。また、令和 2 年の交通事故第 1 当事者数に占める高齢者の割合は、市内で 31.1%、県内で 22.9%となっている。どちらについても、宍粟市は兵庫県全体よりも高くなっている。

宍粟市では、交通事故の被害者と加害者の両方における高齢者の多さが、交通安全上の課題となっている。

【年齢別死傷者数・第 1 当事者数（R 2）】

（ ）は構成比

		総人数	15 歳以下	16～64 歳	65 歳以上	不明
市	死 傷 者 数	142	8 (5.6%)	94 (66.2%)	40 (28.2%)	0 (—)
	第 1 当事者数	119	2 (1.7%)	79 (66.4%)	37 (31.1%)	1 (0.8%)
県	死 傷 者 数	20,599	1,314 (6.4%)	15,537 (75.4%)	3,748 (18.2%)	0 (—)
	第 1 当事者数	17,352	312 (1.8%)	12,547 (72.3%)	3,978 (22.9%)	515 (3.0%)

※兵庫県警察本部：交通年鑑

第 2 項 状態別死傷者数

死傷者の状態別の人数をみると、市内では自動車の割合が 7 割前後と、5 割強の県内よりも高い傾向にあり、自転車の割合は 1 割前後と、2 割前後の県内よりも低い傾向にある。また、市内における交通事故死者数の多くは歩行者となっており、過去 5 年間の交通事故死者数 12 人の内、8 人が歩行者となっている。

【市内の状態別死傷者数】

（ ）は死者数

	合計	自動車	自動二輪	原付	自転車	歩行者	その他
平成 28 年	210 (2)	154 (2)	11 (0)	7 (0)	17 (0)	20 (0)	1 (0)
平成 29 年	266 (1)	197 (0)	11 (0)	8 (0)	32 (1)	16 (0)	2 (0)
平成 30 年	203 (6)	140 (0)	7 (0)	7 (0)	20 (0)	29 (6)	0 (0)
令和 元年	203 (2)	157 (0)	7 (0)	4 (0)	18 (1)	17 (1)	0 (0)
令和 2 年	142 (1)	96 (0)	13 (0)	5 (0)	12 (0)	16 (1)	0 (0)

※兵庫県警察本部：交通年鑑

【県内の状態別死傷者数】

()は死者数

	合計	自動車	自動二輪	原付	自転車	歩行者	その他
平成 28 年	33,549 (152)	19,207 (42)	2,624 (25)	2,915 (10)	5,830 (30)	2,947 (44)	26 (1)
平成 29 年	33,039 (161)	18,409 (48)	2,630 (27)	2,809 (11)	6,160 (22)	2,995 (53)	36 (0)
平成 30 年	30,097 (152)	16,495 (45)	2,381 (21)	2,462 (9)	5,812 (13)	2,929 (63)	18 (1)
令和 元年	27,639 (138)	14,752 (47)	2,308 (9)	2,162 (6)	5,639 (25)	2,749 (51)	29 (0)
令和 2 年	20,599 (110)	10,710 (27)	1,924 (15)	1,602 (8)	4,233 (23)	2,117 (37)	13 (0)

※兵庫県警察本部：交通年鑑

第 2 節 交通安全計画における目標

交通事故をゼロにすることが究極の目標であるものの、一朝一夕に実現することは困難であることから、死者数をゼロにすることと、命に関わり優先度が高い重傷者数を減らすことを目標とする。また、交通事故発生件数の減少もめざす。

目標値の設定について、交通事故死者数及び重傷者数は県の交通安全計画を参考に人口比から設定した。交通事故発生件数は、人身事故及び物件事故それぞれの過去の平均減少率の推移をもとに令和元年を基準にして設定した。

【目標値】令和 8 年に交通事故死者数ゼロ、交通事故重傷者数 6 人以下、交通事故発生件数 777 件以下

指標名	単位	H28	R1	現状値(R2)	目標値(R8)
交通事故死者数	人/年	2	2	1	0
交通事故重傷者数	人/年	8	7	10	6
交通事故発生件数	件/年	1,144	1,037	885	777

【参考：第 11 次兵庫県交通安全計画（R 3～7）における目標】

指標名	単位	H28	R1	現状値(R2)	目標値(R8)
交通事故死者数	人/年	152	138	110	80
交通事故重傷者数	人/年	2,137	1,406	1,224	1,000

第2章 道路交通における安全対策

第1節 交通安全対策における視点

ひとたび交通事故が発生すると、被害者も加害者も生活が一変することとなるため、その交通事故防止に対して、市民、地域、事業者、行政等が一体となり、「人優先」の考えのもと地域の実情に応じた対策を講じていく。また、一人ひとりの心がけや地域などの主体的な活動が成果を生む大きな要素であり、県民運動の推進項目に沿って、年間を通した取組を地域ぐるみで推進していくことも重要となっている。

これらのことを基本的な考え方とし、本計画の目標を達成させるために次のことに視点を置き、対策に取り組むこととする。視点については、宍粟市の現状を鑑み、対象の年齢や交通手段の中でより重点的に対策を講じる必要があるものを設定した。

視点① 高齢者の交通安全

令和2年の死傷者に占める高齢者の割合は3割弱となっており、高齢化の進行により今後もその割合は増加していくことが懸念される。高齢者が安全に外出できるようなきめ細やかな交通安全対策を講じる必要がある。また、令和2年の人身事故の第1当事者に占める高齢者の割合は3割を超えており、高齢者が被害者だけでなく、加害者にならないための施策が求められる。

視点② 子どもの交通安全

次代を担う子どもたちの安全を確保するために、通学路の安全性を確保する取組が求められる。また、交通安全教室等で子どもへの啓発・教育活動を行い、交通安全に関する知識・技能の習得を推進する。その中で、自転車利用者の多くが子どもであることから、自転車交通安全教室を通じて交通ルールや交通マナー習得の機会を創出する。

さらに、子どもの安全を確保するためには地域で子どもを守るという意識の高揚が不可欠であり、その啓発や見守り活動など、実践的な取組を進める。

視点③ 歩行者の交通安全

安心して出歩ける交通社会の実現を図るためには、自動車等に対して弱い立場にある歩行者の安全確保が重要である。近年の交通事故死者の多くが歩行者であることから、より一層歩行者の安全性を高める取組が求められる。信号のない横断歩道での歩行者優先等の「人優先」の考えの普及や、市内道路の整備等の取組を進める。

また、歩行者が交通事故の被害に遭わないようにするために、歩行者自身の交通マナー、交通ルールについての啓発活動を進める。

第2節 道路交通安全の施策

第1項 道路交通環境の整備

(1) 通学路における交通安全対策の推進

- 宍粟市通学路交通安全プログラムに基づく通学路交通安全推進協議会による点検と整備
- 中学校区ごとの定期的な点検・計画・対策の実施
- 学校規模適正化等、通学路の条件変更における個別点検の実施
- 点検結果に基づく道路改良、道路照明の修繕、安全施設の整備

(2) 生活道路における交通安全対策の推進

- 市街地、住宅密集地における歩行者や自転車利用者の安全確保のための「ゾーン30」の整備
- 道路改良による路側帯の設置・拡幅
- 信号灯器のLED化の整備

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

○事故危険箇所対策の推進

事故の発生割合の大きい幹線道路の区間において、警察や道路管理者などの関係機関と連携し、次のような事故防止対策を検討する。

- ・信号機の新設、改良
- ・道路標識の高輝度化
- ・歩道整備
- ・交差点改良
- ・視距改良
- ・防護柵、区画線整備
- ・照明灯の設置など

○道路改良による道路交通環境の整備

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な移動を確保するため、幹線道路の新設・改良、歩道等の交通安全施設の整備を促進する。また、幅員狭小な道路においては、待避所設置や拡幅改良など通行支障箇所の早期解消に向けた整備を促進する。

(4) 安心安全な歩行空間の確保

- 歩道幅員と平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、高齢者や障がいのある人を含むすべての人々が安心できる歩行空間を整備推進する。

(5) 交通安全施設の整備

- 交通事故発生危険性のある交差点・カーブ区間に対して、ドット線、視線誘導標、道路照明灯等の整備を推進する。
- 信号機のない交差点においては、ドット線、交差点クロスマークの設置、カラー舗装などによる交差点存在の明確化、線形の明確化を推進する。

(6) 公共交通機関利用の促進

- 円滑で安全な道路交通を確保するため、生活交通バスの利用促進を図る。
- 高齢者をはじめとした交通弱者が利用しやすいダイヤとなるよう見直しや改善を図る。
- パークアンドライド駐車場の積極的PRにより高速バスなどの公共交通利用への誘導を図る。

(7) 災害等に備えた交通環境の整備

○災害発生等に備えた安全の確保

- ・地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、道路の安全性の日常点検を実施するとともに、関係機関とともに迅速な対応ができるように緊急補修体制を確立する。
- ・特に、山間地域では、冬期における道路の積雪により通勤や通学など道路交通に支障をきたすおそれがあることから、道路管理者における除雪計画に基づいた除雪作業により道路交通の安全確保を図る。
- ・道路橋長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の点検及び補修対策を実施し、安全な道路交通の確保を図る。

○災害発生時における交通規制等

- ・災害発生時は、救命救急活動や消火活動、物資の輸送のための緊急輸送道路の確保が必要となることから、災害市地域防災計画に基づき、緊急車両の通行を円滑にするための交通規制を実施する。
- ・異常気象時等における道路交通の危険を防止するため、通行禁止や迂回措置などの交通規制を警察等関係機関との協力のもと適切に実施する。

(8) 道路占用の適正化等

○道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導を行う。

○不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、必要かつ適切な措置を講ずることによりその排除、撤去を行うとともに、「道路ふれあい月間」等を中心に、不法占用物件等の防止を図るための啓発活動を行う。

○道路の掘り返しの抑制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

第2項 交通安全思想の普及

(1) 「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進

○県民運動実施要綱で定められた運動について、警察や交通安全協会等と連携しながら、それぞれのテーマに沿って地域や市民一人ひとりの交通安全意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。

- ・関係機関、団体等との協働による街頭指導
- ・地域安全まちづくり推進委員、子ども見守り隊の防犯活動との連携による交通事故防止
- ・家庭、学校、職場等における交通安全についての話し合いの機会の創出
- ・「横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動」の推進
- ・交通安全の日における活動の推進

【県民運動交通安全の日】

運動名	期日	内容
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する日
みんなで迷惑駐車をなくする日	毎月1日	県民の参画と協働により、違法・迷惑駐車の一掃を図る日
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用の促進に関する理解を深め、促進する日
横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する日
高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する日
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月15日	シートベルト等の着用の徹底、正しい取付けを訴えるなど、着用啓発を強化する日

(2) 交通安全に関する情報提供、啓発活動の推進

○県警広報誌による情報提供

○広報しろう、しーたん通信、しろうチャンネル、しろう防災ネットを活用した交通安全運動の

取組などの積極的周知

- 福祉事業による高齢者個別訪問時における交通危険箇所等の周知
- 交通事故に伴う話し合いの進め方、損害賠償や保険請求手続きなどの問題などに適切に対応するため、県が開設している「交通事故相談所」について広く周知を図る。
- 事業所における「横断歩道 歩行者優先宣言」の積極的周知
- 横断歩道合図（アイズ）運動の推進等
- 警察、交通安全協会と連携した街頭キャンペーンの実施

【街頭キャンペーン実施状況】

	春の全国交通安全運動期間	夏の交通事故防止運動期間	秋の全国交通安全運動期間	年末の交通事故防止運動期間
令和元年	3	3	6	4
令和2年	3	3	4	2

（３）交通安全運動実施団体等への支援

○宍粟交通安全自家用自動車協会への支援

一般ドライバーを会員とした宍粟市交通安全自家用自動車協会は、地域における交通安全の中核として、交通安全運動をはじめ、交通安全教育や広報等様々な活動を展開するなど、重要な使命と役割を担っている。このことから、積極的に交通安全活動が展開できるよう、必要な支援と連携を図る。

【宍粟交通安全自家用自動車協会の主な活動内容】

○街頭交通安全キャンペーンの実施	○交通安全ポスター募集事業
○通学路等における歩行誘導	○シートベルト・チャイルドシート着用率調査の実施
○小中学校における歩行・自転車教室の実施	○広報事業（のぼり旗掲出・広報誌発行など）
○高齢者交通安全教室の実施	○各種イベントでの啓発活動

○地域交通安全活動推進委員協議会への支援

兵庫県警察から委嘱された委員で構成される地域交通安全活動推進委員協議会は、地域における道路交通に関するモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとしての役割を担っている。このことから、地域交通安全推進員協議会の活動に対し、引き続き支援を行っていく。

【地域交通安全活動推進委員協議会の主な活動内容】

○ロードレース大会における交通安全普及啓発活動
○夏祭りイベントにおける交通安全普及啓発活動
○小学校と連携した交通安全施設清掃活動

(4) すべての人への交通安全教育の実施

○幼児に対する交通安全教育の実施

心身の発達段階、地域の実情に応じた基本的な交通ルールや交通マナーを守ろうとする態度の習得及び日常生活において道路を安全に通行するために必要な基本的技能・知識の習得を推進する。

- ・警察、交通安全協会と連携した、幼稚園、保育所及びこども園を対象とした交通安全教室（うさちゃんクラブ）の継続的取組
- ・紙芝居や視聴覚教材等を活用したわかりやすい交通安全教育の実施
- ・保護者の交通安全に対する意識を高めるための親子交通安全教室の実施

○児童に対する交通安全教育の実施

歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させ、交通ルールを守り交通マナーに基づいて安全に道路を通行できるように危険予知や危険回避をする能力の育成を推進する。

- ・小学校を対象とした、参加・体験型の歩行及び自転車交通安全教室の実施
- ・児童だけでなく保護者にも日常生活における交通安全意識の高揚を図るための、交通安全に関するリーフレット等の配布
- ・自転車も「車両」であるとの意識付けを図るための、自転車運転免許証交付事業の実施
- ・地域、学校、交通安全協会や地域防犯グループなど関係機関・団体と連携した通学路における安全指導

○中学生・高校生に対する交通安全教育の実施

自転車で安全に通行するために必要な技能と知識の習得、思いやりや他人の安全、自転車賠償保険等の加入の必要性について意識が高まる取組を推進する。

- ・自転車の安全利用、自動車等の特性、危険の予測と危険回避、標識等の意味の習得を目的とした交通安全教室の実施
- ・学校懇談会等における保護者への交通安全啓発の実施
- ・交通安全意識の高揚のための街頭キャンペーンへの参加の促進
- ・地域、学校、交通安全協会など関係機関・団体と連携した通学路における安全指導

○成人に対する交通安全教育の実施

運転者としての社会的責任の自覚、交通安全意識や交通マナーの向上に向けた取組を推進する。

- ・社会人を対象とした交通安全出前講座を実施し、後部座席を含めた全てのシートベルト着用や運転中の携帯電話等の使用禁止などについて教育の徹底を図る。
- ・各事業者や職場における交通安全研修会の実施促進

○高齢者に対する交通安全教育の実施

加齢に伴う身体機能、認知機能の低下による歩行や運転への影響について意識が高まる取

組を推進する。

- ・高齢者大学、老人クラブ活動等における出前講座や交通安全教室の実施
- ・安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努める。

○障がいのある人に対する交通安全教育の実施

障がいの程度や種類により、交通行動や危険認識等の知識に差があることに留意しながら、交通ルール等の知識の習得に向けた取組を推進する。

- ・障がいのある児童生徒の、障がいの程度や種類に応じた交通安全教室の実施
- ・交通安全教育時における手話や字幕入りのビデオの活用推進

第3項 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

- 安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実施できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図る。
- 更新時講習、高齢者講習等による運転者への再教育が効果的に行われるよう、施設・整備の拡充、指導員の資質向上、資機材の高度化並びに講習内容及び方法の充実を図る。
- 運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がいのある方、子どもを始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の醸成を図る。
- 関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、シートベルト・チャイルドシート着用による被害軽減効果を周知する。

(2) 高齢運転者対策の充実

- 高齢運転者への運転免許返納制度の周知
- 認知機能検査、安全運転相談等の機会等を通じて、認知症の疑いのある運転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等を行う。
- 75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする改正道路交通法の適切かつ円滑な施行に向けた準備と施行後の適切な運用を推進する。
- 関係機関と連携して、自動車運転免許自主返納者に対する優遇措置を周知する。
- 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用を促進する。

(3) 飲酒運転の根絶

- 職場・家庭で話し合いの機会を創出するための広報等の媒体を活用した啓発活動の実施

○県民運動「飲酒運転根絶運動」の推進

○飲酒運転追放「三ない運動」の展開

- ・飲酒運転を「しない」「させない」ための公共交通機関利用の促進
- ・警察をはじめとする関係機関や地域と連携した「ハンドルキーパー運動」の推進
- ・自転車の飲酒運転が違法であることの周知徹底のための啓発

※飲酒運転追放「三ない運動」……酒を飲んだら車を運転しない、運転する時は酒を飲まない、
運転する人に酒を飲ませない

※ハンドルキーパー運動……自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を
決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動

(4) 自転車利用者への反射板、ヘルメット等の普及促進

○自転車利用者が被害に遭わないため、また、被害を軽減するために、自転車教室をはじめ、
様々な機会を通して周知徹底を行い、反射板、ヘルメットの普及を図る。

第4項 道路交通秩序の維持

(1) 暴走行為をさせないための環境づくり

○警察、少年補導員、青少年育成委員等の関係機関・団体と連携し、定期的な巡回やイベント時
における巡回活動を実施し、暴走行為につながる非行の早期発見及び未然防止を図る。

(2) 交通事故発生箇所等の調査・分析

○交通事故が発生した箇所、もしくは今後、交通事故の発生が懸念される箇所について、警察や
道路管理者などの関係機関・団体と共同して現地診断を実施し、発生原因とその対策を検討し
交通事故防止対策を講じていく。

(3) 関係機関・団体等との連携・協力による通学路の交通安全

○学校、PTA、子ども見守り隊、自治会、交通安全協会など、関係機関・団体が一体となって、
通学路における子どもの見守り活動を実施するとともに、見通しの悪い場所や交差点などの
箇所について、子どもが安全に通行できるように指導を行う。

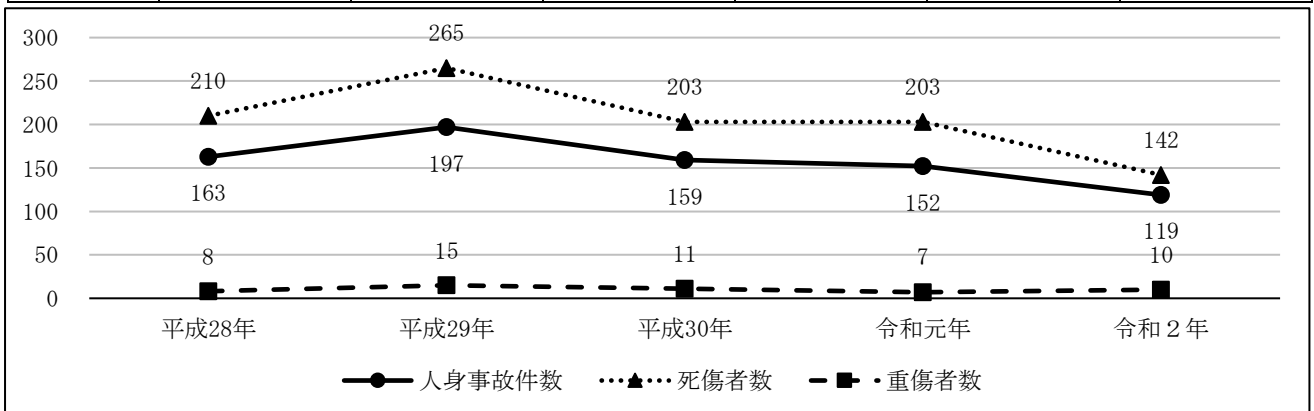
【 資 料 編 】

【市内及び県下の交通事故状況】

(1) 交通事故件数

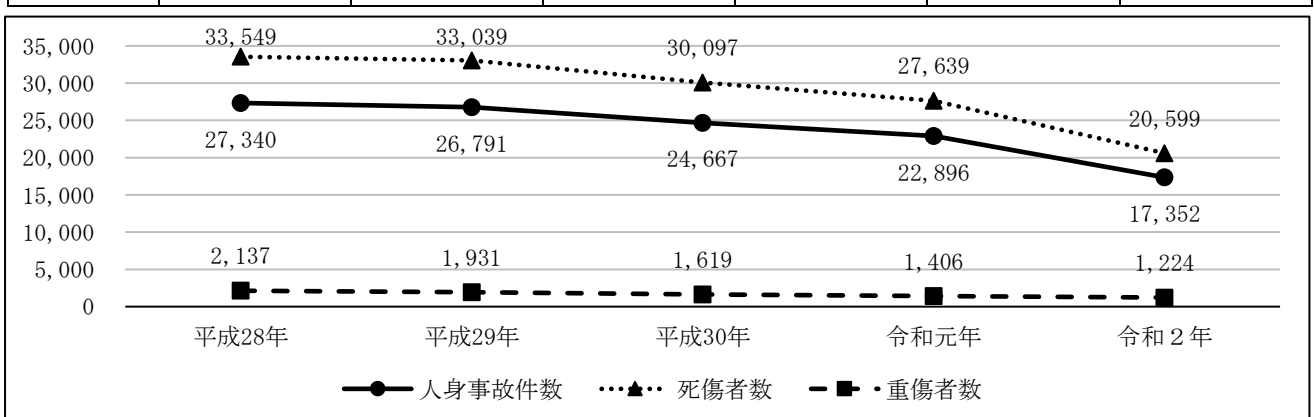
①市内

	事故件数	うち人身事故	うち物損事故	死傷者数	うち重傷者数	うち死者数 (高齢者)
平成 28 年	1,144	163	981	210	8	2 (1)
平成 29 年	1,241	197	1,044	265	15	1 (1)
平成 30 年	1,083	159	924	203	11	6 (4)
令和 元年	1,037	152	885	203	7	2 (1)
令和 2 年	885	119	766	142	10	1 (1)



②県内

	事故件数	うち人身事故	うち物損事故	死傷者数	うち重傷者数	うち死者数 (高齢者)
平成 28 年	166,155	27,340	138,815	33,549	2,137	152 (80)
平成 29 年	167,505	26,791	140,714	33,039	1,931	161 (86)
平成 30 年	163,978	24,667	139,311	30,097	1,619	152 (90)
令和 元年	156,050	22,896	133,154	27,639	1,406	138 (76)
令和 2 年	135,464	17,352	118,112	20,599	1,224	110 (65)



市内の交通事故件数は平成 28 年から令和 2 年の 5 年間で 259 件減少しており、約 23%の減少となっている。死傷者数は 5 年間で 68 人減少しており、約 32%の減少となっている。

交通事故における死者は、5 年間で毎年発生しており、令和 2 年は 1 名（高齢者）となっている。

県内の交通事故件数は5年間で30,691件減少しており、約18%の減少となっている。死傷者数は5年間で12,950件減少しており、約39%の減少となっている。

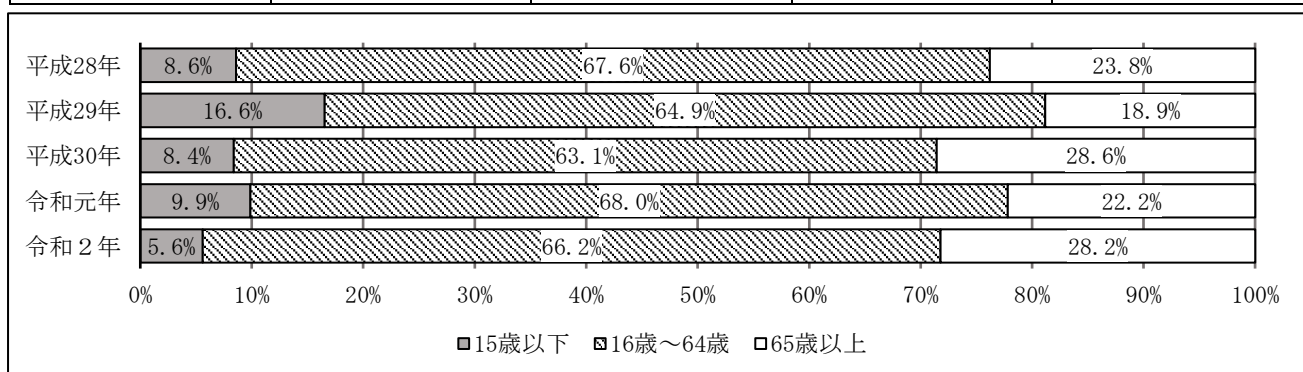
県内の交通事故における死者数は、5年間で42人の減少となっている。また、死者数の約半数が高齢者となっている。

(2) 年齢別交通事故死傷者数

①市内

() は構成比

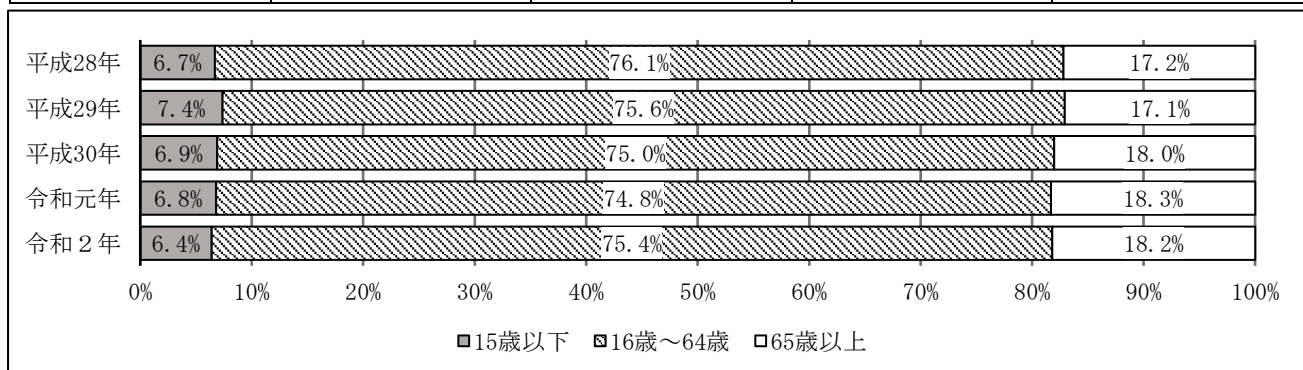
	死傷者数	15歳以下	16歳～64歳	65歳以上
平成28年	210	18 (8.6%)	142 (67.6%)	50 (23.8%)
平成29年	265	44 (16.6%)	172 (64.9%)	50 (18.9%)
平成30年	203	17 (8.4%)	128 (63.1%)	58 (28.6%)
令和元年	203	20 (9.9%)	138 (68.0%)	45 (22.2%)
令和2年	142	8 (5.6%)	94 (66.2%)	40 (28.2%)



②県内

() は構成比

	死傷者数	15歳以下	16歳～64歳	65歳以上
平成28年	33,549	2,245 (6.7%)	25,534 (76.1%)	5,775 (17.2%)
平成29年	33,039	2,430 (7.4%)	24,967 (75.6%)	5,642 (17.1%)
平成30年	30,097	2,084 (6.9%)	22,587 (75.0%)	5,426 (18.0%)
令和元年	27,639	1,892 (6.8%)	20,680 (74.8%)	5,067 (18.3%)
令和2年	20,599	1,314 (6.4%)	15,537 (75.4%)	3,748 (18.2%)



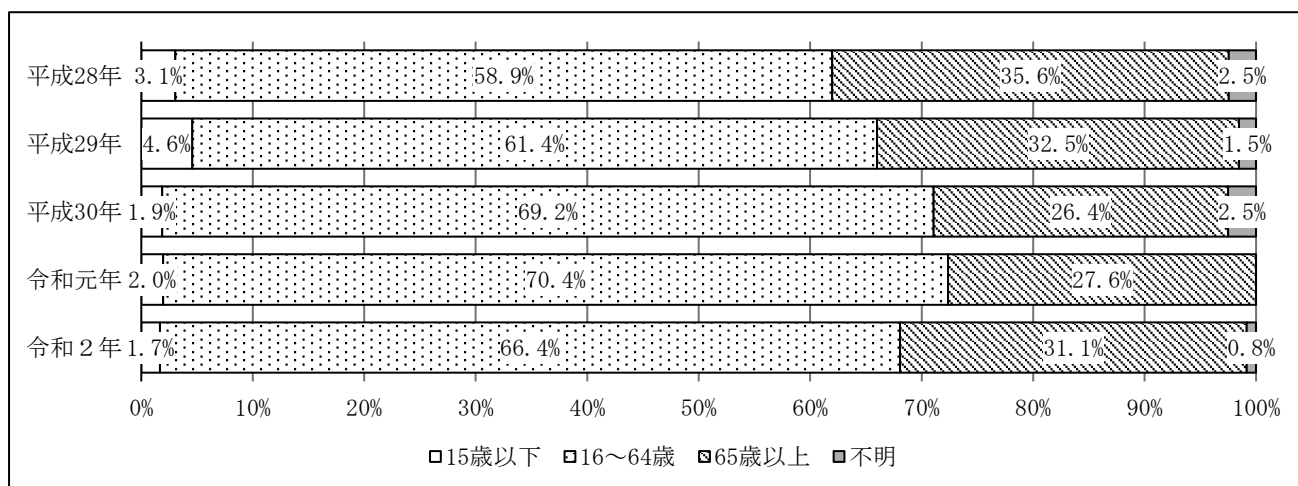
宍粟市は、65歳以上死傷者の割合が令和2年で28.2%となっており、県内と比較して高い状況となっている。県内の推移としては、全体的には概ね減少傾向にあり、年代ごとの割合については大きな変化は見られない。

(3) 年齢別第1当事者数

①市内

()は構成比

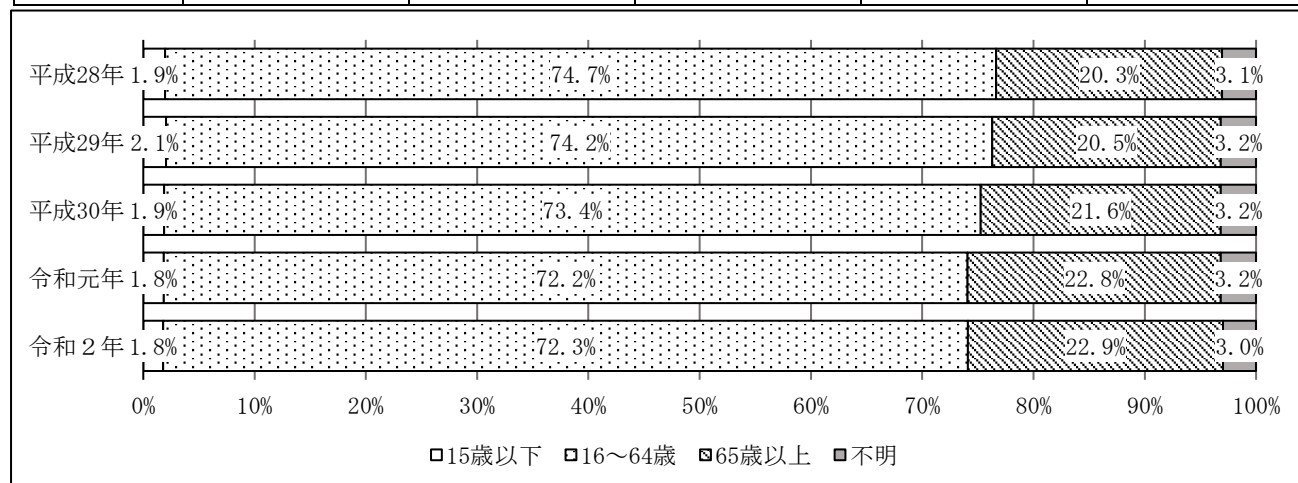
	人身事故件数	15歳以下	16～64歳	65歳以上	不明
平成28年	163	5 (3.1%)	96 (58.9%)	58 (35.6%)	4 (2.5%)
平成29年	197	9 (4.6%)	121 (61.4%)	64 (32.5%)	3 (1.5%)
平成30年	159	3 (1.9%)	110 (69.2%)	42 (26.4%)	4 (2.5%)
令和元年	152	3 (2.0%)	107 (70.4%)	42 (27.6%)	0 (0.0%)
令和2年	119	2 (1.7%)	79 (66.4%)	37 (31.1%)	1 (0.8%)



②県内

()は構成比

	人身事故件数	15歳以下	16～64歳	65歳以上	不明
平成28年	27,340	533 (1.9%)	20,420 (74.7%)	5,549 (20.3%)	838 (3.1%)
平成29年	26,791	551 (2.1%)	19,885 (74.2%)	5,502 (20.5%)	853 (3.2%)
平成30年	24,667	459 (1.9%)	18,105 (73.4%)	5,322 (21.6%)	781 (3.2%)
令和元年	22,896	421 (1.8%)	16,539 (72.2%)	5,210 (22.8%)	726 (3.2%)
令和2年	17,352	312 (1.8%)	12,547 (72.3%)	3,978 (22.9%)	515 (3.0%)



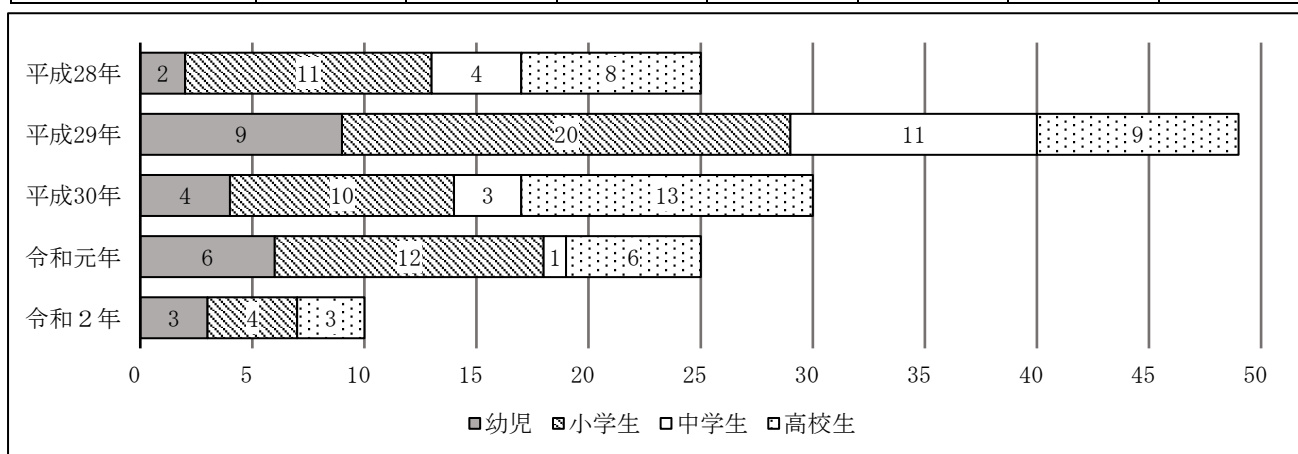
宍粟市は、第1当事者に占める高齢者の割合が、県内と比較して高い状況となっている。令和2年では、県内の高齢者の割合が22.9%であるのに対して、宍粟市では31.1%となっている。

(4) 子どもの事故発生状況

①市内

() は死者数

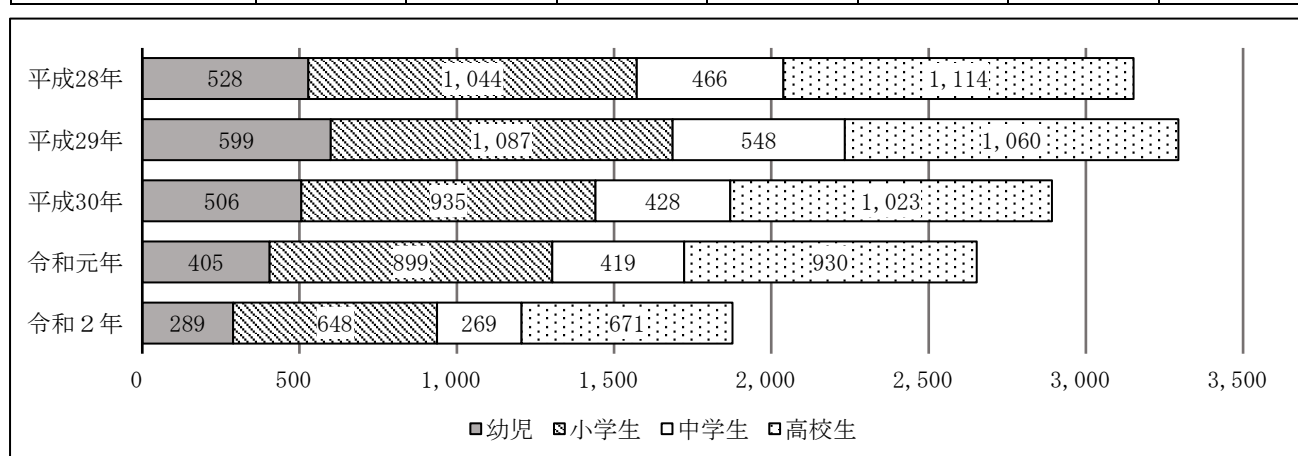
	死傷者						
	合計	幼児		小学生		中学生	高校生
		未就園児	就園児	低学年	高学年		
平成 28 年	25	0	2	6	5	4	8
平成 29 年	49	5	4	12	8	11	9
平成 30 年	30	1	3	3	7	3	13
令和元年	25	0	6	6	6	1	6
令和 2 年	10	1	2	2	2	0	3



②県内

() は死者数

	死傷者						
	合計	幼児		小学生		中学生	高校生
		未就園児	就園児	低学年	高学年		
平成 28 年	3,152(5)	294(2)	234	586(1)	458	466(1)	1,114(1)
平成 29 年	3,294(3)	337(1)	262	604	483(1)	548	1,060(1)
平成 30 年	2,892(7)	259(4)	247(2)	505	430	428	1,023(1)
令和元年	2,653(1)	189(1)	216	516	383	419	930
令和 2 年	1,877	146	143	372	276	269	671



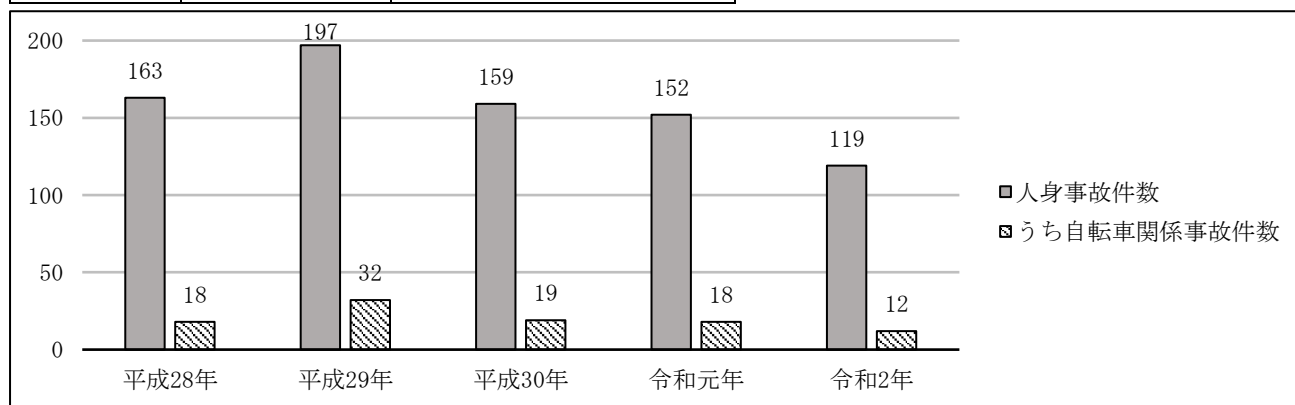
市内で交通事故によりケガを負った子どもが、平成 28 年に 25 人、平成 29 年には 49 人であったのが、令和 2 年では 10 人まで減少している。市内では、過去 5 年間で子どもの死亡事故は発生していない。

(5) 自転車事故件数

①市内

() は構成比

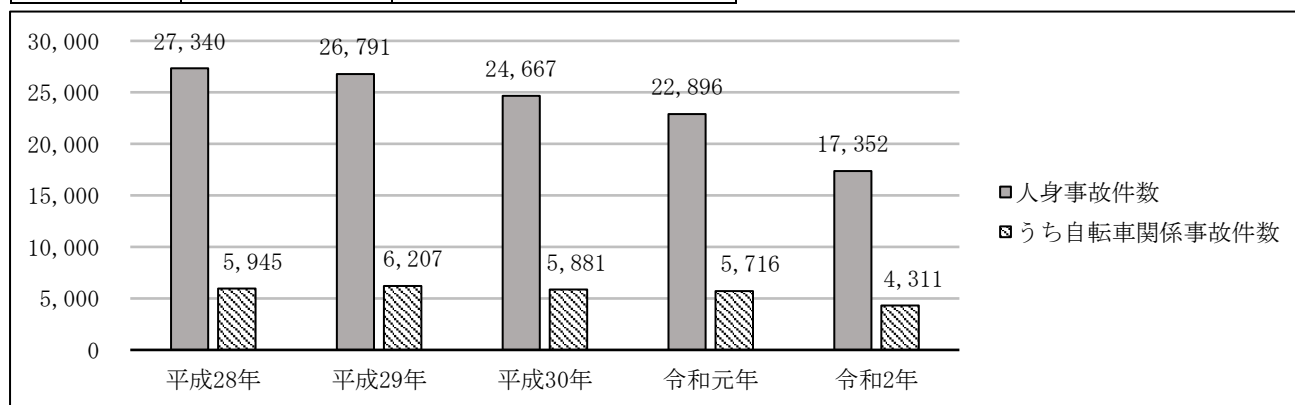
	人身事故件数	うち自転車関係事故件数
平成 28 年	163	18 (11.0%)
平成 29 年	197	32 (16.2%)
平成 30 年	159	19 (11.9%)
令和元年	152	18 (11.8%)
令和 2 年	119	12 (10.1%)



②県内

() は構成比

	人身事故件数	うち自転車関係事故件数
平成 28 年	27,340	5,945 (21.7%)
平成 29 年	26,791	6,207 (23.2%)
平成 30 年	24,667	5,881 (23.8%)
令和元年	22,896	5,716 (25.0%)
令和 2 年	17,352	4,311 (24.8%)

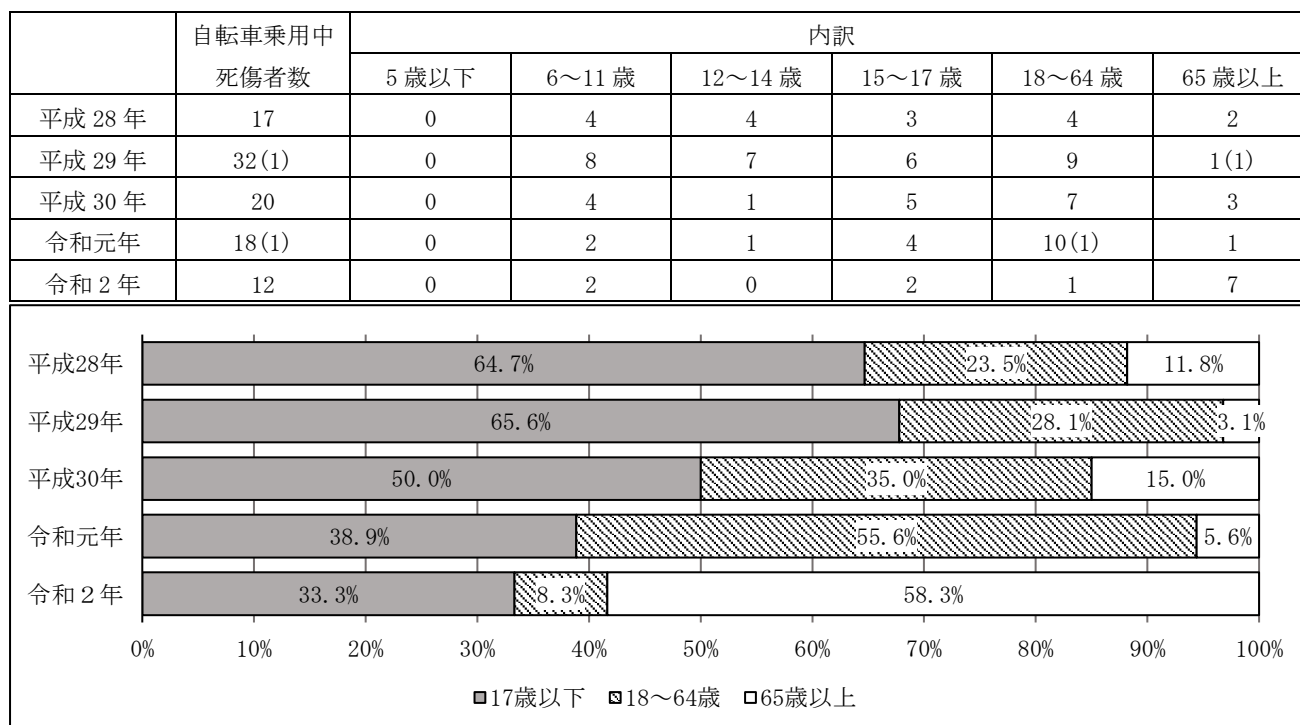


市内の自転車が関係した事故は、令和 2 年が 12 件で、平成 28 年からの 5 年間で最も多かった平成 29 年の 32 件から 20 件減少している。また、人身事故全体に占める自転車事故の割合は、令和 2 年で約 1 割となっている。

(6) 年齢別自転車乗用中死傷者数

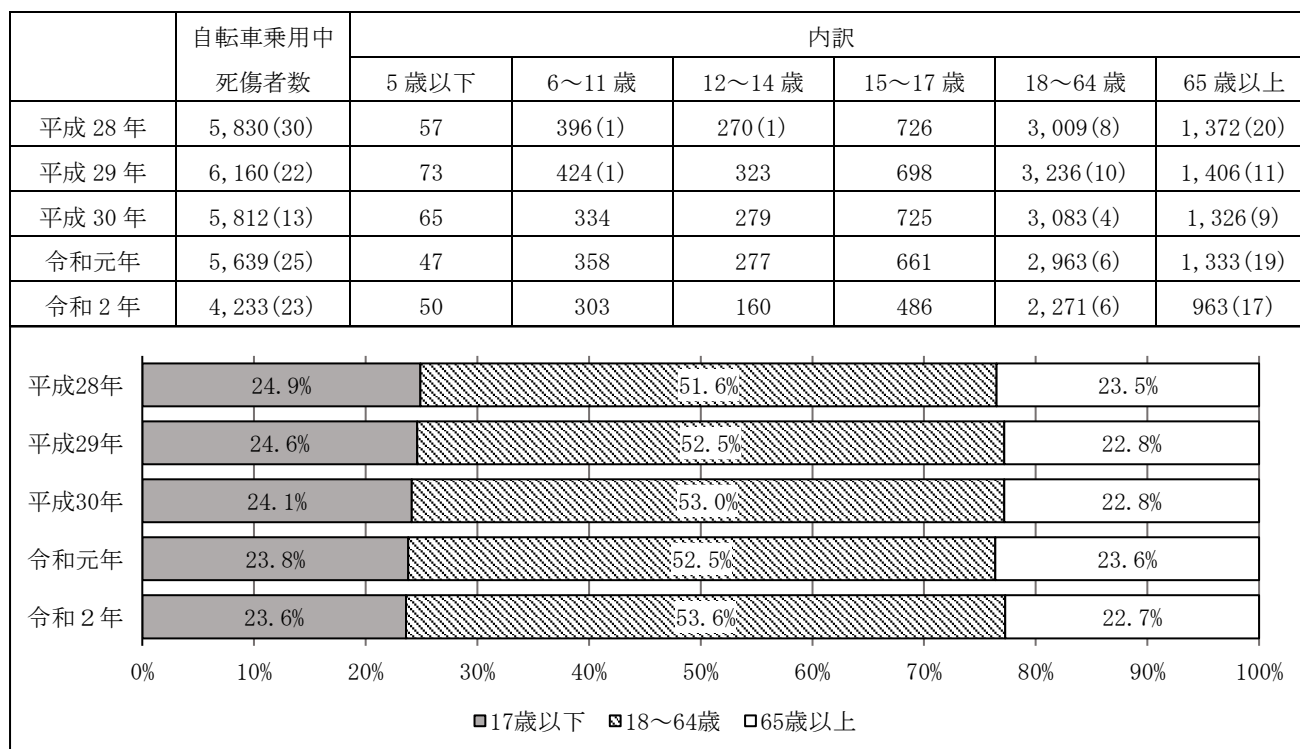
①市内

() は死者数



②県内

() は死者数



市内の交通事故死傷者数に占める自転車乗用中死傷者数の割合は1割程度となっている。県全体では2割程度となっており、市内の方が死傷者に占める自転車乗用中の割合が少なくなっている。

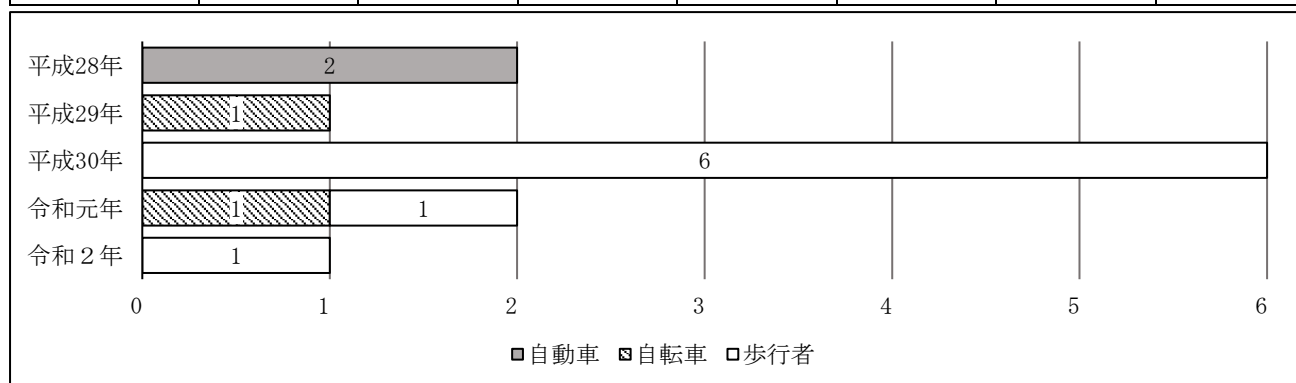
市内における年齢別における自転車乗用中の死傷者は、全体の半数近くが18歳未満となっている。県内では18歳未満が全体の3割以下となっており、市内の方が自転車乗用中死傷者に占める18歳未満の割合が高くなっている。

(7) 状態別交通事故死者数

①市内

() は死者数

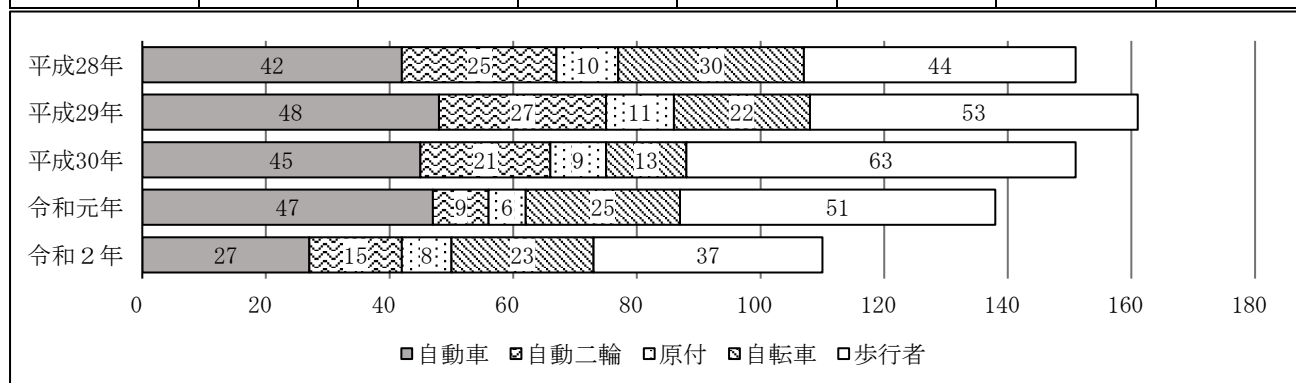
	合計	自動車	自動二輪	原付	自転車	歩行者	その他
平成 28 年	2	2	0	0	0	0	0
平成 29 年	1	0	0	0	1	0	0
平成 30 年	6	0	0	0	0	6	0
令和元年	2	0	0	0	1	1	0
令和 2 年	1	0	0	0	0	1	0



②県内

() は死者数

	合計	自動車	自動二輪	原付	自転車	歩行者	その他
平成 28 年	152	42	25	10	30	44	1
平成 29 年	161	48	27	11	22	53	0
平成 30 年	152	45	21	9	13	63	1
令和元年	138	47	9	6	25	51	0
令和 2 年	110	27	15	8	23	37	0



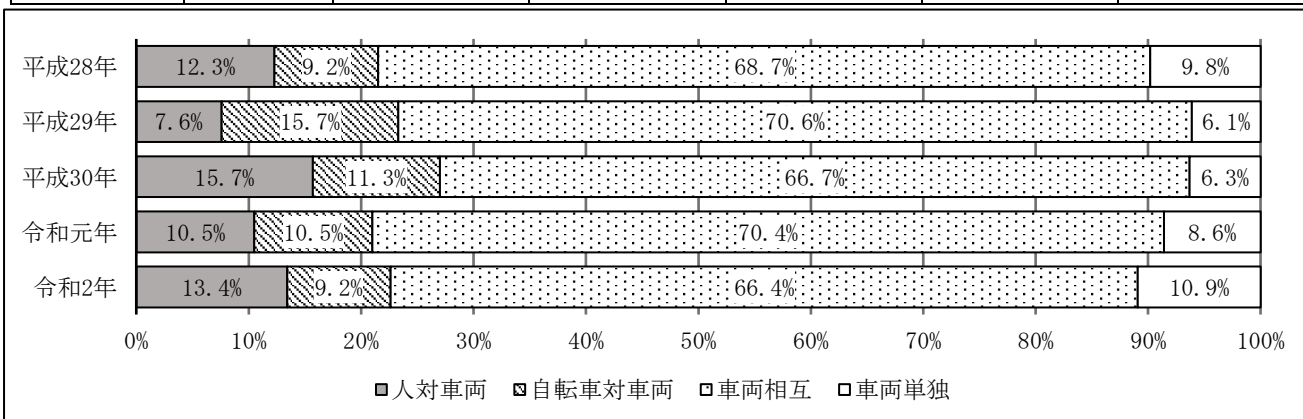
市内における状態別死者数について、平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間で 12 人の死者数の内 8 人が歩行者となっている。

県内に関しても歩行者が亡くなる交通事故が多く発生しており、状態別死者数では歩行者が 5 年間でいずれの年も最多となっている。

(8) 事故類型別件数

①市内

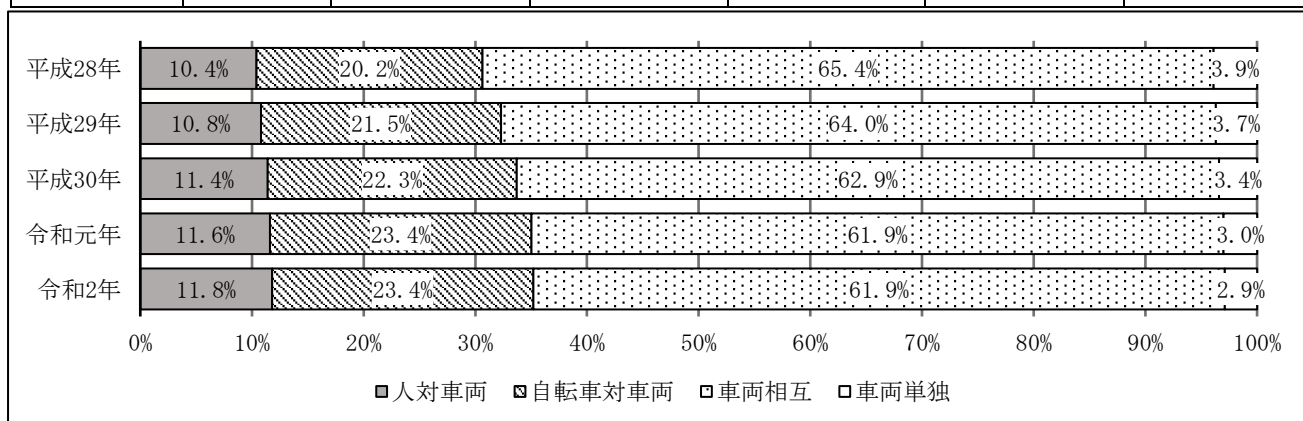
	人身事故 件数	事故類型				
		人対車両	自転車対車両	車両相互	車両単独	その他
平成 28 年	163	20	15	112	16	0
平成 29 年	197	15	31	139	12	0
平成 30 年	159	25	18	106	10	0
令和元年	152	16	16	107	13	0
令和 2 年	119	16	11	79	13	0



②県内

() は構成比

	人身事故 件数	事故類型				
		人対車両	自転車対車両	車両相互	車両単独	その他
平成 28 年	27,340	2,856	5,531	17,875	1,077	1
平成 29 年	26,791	2,897	5,770	17,133	990	1
平成 30 年	24,667	2,817	5,504	15,515	827	4
令和元年	22,896	2,654	5,364	14,182	693	3
令和 2 年	17,352	2,051	4,053	10,736	509	3



市内における類型別人身事故件数をみると、車両相互による事故が最も多く、全体の6割以上を占めている。

県内においても車両相互の事故が最も多くなっている。また、自転車対車両の事故が全体の2割以上を占めており、市内は県内と比較すると割合が低くなっている。

(9) 運転免許保有状況

①市内

	免許保有者数	うち高齢者	高齢免許保有者に占める第 1 当事者割合	免許返納数
平成 28 年	27, 198	7, 679 (28. 2%)	0. 76%	100
平成 29 年	26, 798	7, 911 (29. 5%)	0. 81%	192
平成 30 年	26, 434	8, 067 (30. 5%)	0. 52%	239
令和 元年	26, 038	8, 166 (31. 4%)	0. 51%	296
令和 2 年	25, 661	8, 272 (32. 2%)	0. 45%	232

②県内

	免許保有者数	うち高齢者	高齢免許保有者に占める第 1 当事者割合	免許返納数
平成 28 年	3, 473, 968	722, 223 (20. 8%)	0. 77%	18, 012
平成 29 年	3, 470, 677	740, 069 (21. 3%)	0. 74%	20, 860
平成 30 年	3, 467, 640	756, 334 (21. 8%)	0. 70%	21, 026
令和 元年	3, 454, 660	761, 249 (22. 0%)	0. 68%	29, 521
令和 2 年	3, 440, 819	767, 288 (22. 3%)	0. 52%	24, 445

(1 0) 高齢者人口等 (令和 2 年国勢調査)

	総人口	高齢者人口	高齢者割合
市内	34, 819	12, 648	36. 3%
県内	5, 465, 002	1, 546, 543	28. 3%

※高齢者人口に占める交通事故死傷者割合 (令和 2 年)

市内 : 0. 32% 県内 : 0. 24%

(1 1) 交通安全教室実施状況 (市内)

		合計	保育所・園 子ども園	幼稚園	小学校	中学校	高齢者 その他
平成 30 年度	実施回数	130	46	60	12	8	4
	参加人数	6, 077	1, 625	1, 498	1, 917	600	437
令和 元年度	実施回数	119	46	46	13	7	7
	参加人数	6, 263	1, 938	1, 001	1, 977	498	849
令和 2 年度	実施回数	72	36	19	9	5	3
	参加人数	2, 465	1, 324	311	369	318	143